省　令

○国土交通省令第八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の五十四の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第十二号の五様式（第二十六条関係）	第十二号の五様式（第二十六条関係）
（略）	（略）
国際大気汚染防止証書の追補	国際大気汚染防止証書の追補
SUPPLEMENT TO INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE	SUPPLEMENT TO INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE
(IAPP証書)	(IAPP証書)
(IAPP CERTIFICATE)	(IAPP CERTIFICATE)
（略）	（略）
1.3　建造日	1.3　キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日
Date of build：	Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of construction
1.3.1　建造契約が結ばれた日	
Date of building contract	
1.3.2　キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日	
Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of construction	
1.3.3　引渡しが行われた日	
Date of delivery	
（略）	（略）

附　則

この省令は、令和八年三月一日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十三日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―八―九七

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第二条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	**第二条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一～四　（略）	一～四　（略）